

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故・損害賠償北海道訴訟

No. 2
2016年9月

2016年8月30日（火）、札幌地方裁判所で原発事故・損害賠償北海道訴訟第13回口頭弁論が行われました。この日の法廷では、原告側からは6つ、被告東京電力側からは1つの「準備書面」が提出されていました...と言われても、分かりにくいですね。

裁判では、原告側も被告側も、双方主張したいことがたくさんあり、口頭でやりとりすると時間がかかるばかりでなかなか進みません。なので、あらかじめ訴えたいこと（主張とそれを裏付ける証拠）を書類にまとめて、裁判が開かれる1週間くらい前に裁判所に提出しています。それは、被告側も同様で、原告の訴えに対する反論などを書類にまとめて提出しています。これを「準備書面」といいます。お互いが言いたいことは、すべてこの「準備書面」にまとめられ、裁判所は、公平に双方の書面の内容から判断をしていくのです。

そう考えると、「準備書面」をつくることの重みがどれだけのものか...と思います。しかも、被告は国と東京電力。約三か月に一度開かれる法廷に合わせ、毎回、被告の責任を問うための主張とそれを裏付けるための新たな証拠集め、勉強、議論、検討を行い文章にし、切までに提出...仕事とはいえ、どれだけ長くかかるかわからないこの裁判の弁護団に加わった弁護士さんたちの決意も相当なものだ、と私はいつも思います。

もちろん、その証拠集めは、弁護団だけで行っていることではなく、原告ひとりひとりが関わってできることです。たとえば、原告のみなさんが書く「陳述書」は重要な証拠として提出されているし、自ら証拠となり得る情報を集める方、様々な文献を読んで主張できることがないか情報提供する方もいます。そうやって出来上がる「準備書面」の厚みをみると、原告と弁護団による「準備書面」の要旨の読み上げは、時間は短くとも、原告の主張を声で直に伝えられる、大切な時間なのかもしれません。



さて、前回、弁護団からは、「中間指針」についての主張がされています。原発ADRの和解結果を見ていくと、「中間指針」を上回った賠償が成されているにもかかわらず、被告が「中間指針で示した賠償で十分」と言っているのはおかしいぞ、と。おそらく、今回、その主張に対する反論を、東京電力側が「準備書面」で提出していると思われるのですが、原告側と違って被告側は、書面で提出した内容の要旨を読み上げないので、裁判に行っただけではさっぱりわかりません。

裁判が終わった後、弁護士会館で行われる弁護団からの解説の時間に、傍聴人のひとりから「被告側が提出している書面の内容も教えてほしい」という意見がありました。原告側の言い分に対して、なんと答えているのか、それがわからないと裁判の傍聴に来て進む具合がわかりにくいし、一方的な話だけだと流れがつかめず、継続して傍聴する気にならなくなる、と。確かに、一方通行の情報だけでは、釈然としません。弁護団の方々には、ほんとうに大変だと思いますが、今後の裁判のときには、ぜひ、被告側の主張も教えていただけると、ありがたいな、と私も思いました。

■「長期評価」と「津波評価技術」について

この裁判では、国や東京電力が、津波により原発が被害を受けることを予見していたかどうか、対策を怠っていなかったかがカギとなっています。この日の裁判では「長期評価」と「津波評価技術」という2つの専門的なことについて弁護団が言及し、被告の過失を裏付けるための証拠を提出しました。

「長期評価」とは、主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測したもの。国の機関である「地震調査研究推進本部※1」が公表しています。

「津波評価技術」とは、原子力発電所の津波に対する安全性評価技術を高度化・提案することを目的に研究し、津波のシミュレーションを行う計算方法をまとめたものです。〈JSCE 公益財団法人土木学会 原子力土木委員会※2〉が公表しています。

東京電力は、平成14年（2002年）に発表された「津波評価技術」をもとに、「福島第一原子力発電所には最大6mの津波が来る」という想定で安全対策を行ってきたと言っています。だから「今回の津波は、それまでの知見では想定できない大規模なものでした※3」とホームページにも、うたっているわけです。

問題は、どんな地震を前提にその津波をシミュレーションしたか、ということです。この「津波評価技術」が検討・発表される前に「長期評価」のレポートはすでに公表されていました。「長期評価」によると過去400年間という短い期間に一度も津波地震が発生していない日本海溝寄りの地域では、今後、津波地震が発生する可能性があるそうです。つまり、宮城県沖に限らず、福島県沖でも起こりうる、という結論を出していたわけです。

※1 地震調査研究推進本部→阪神淡路大震災後、甚大な被害をうけたことで日本の地震防災対策に関する多くの課題を浮き彫りにしました。そこで、平成7年（1995年）6月、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定、地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関です。

しかし、「津波評価技術」では、「長期評価」の結果を前提としておらず、今まで発生したことがある地震津波を想定してシミュレーションしているそうです。その結果からは、今回のような津波は予測できず、想定外だった、というわけです。

ちょっとここで、自分が原子力土木委員会の委員になったと想像してください。「原発が津波による被害を受けたら大変なことになるから、そういったことが起きないようにしたい」と本気で考える委員だとします。そうしたら、いま分かっている、地震予測のデータを全部集めて、最悪の事態を元にシミュレーションしませんか？しかも、国の機関がそういうレポートを出しているなら、そのデータをもとに想定しようと思いませんか？誰でもそう考えることを、大学研究者たちが考えないわけがないですよ。

以前から弁護団が指摘しているのはそこです。当然のことながら、国も電力会社も、原子力土木委員会も同じように考え、「長期評価」をもとにシミュレーションを行ったようです。その解析結果は、15メートルの津波が起こりうること、原子炉建屋が2メートル以上水没する可能性を示していたそうです。そして、その証拠の書類もある。弁護団はそれを、再三提出するように東京電力に伝え、裁判所も1年前の第9回口頭弁論の日に文書送付嘱託※4により提出するように頼んだのに、被告側は出さないまま、はや一年。でも、今回弁護団は、その証拠となる書類を一部入手し提出しており、そこには「津波対策は不可避」と明確に書かれているそうです。

したがって、「わかっているのに津波対策をしなかったし、自分たちに不利益な想定には目をつぶっていた。これは、故意に等しい重過失責任だし、悪質である！」と、弁護団は強く主張をしているのです。

■「抽象的損害」について

「準備書面」のひとつ、陳述書の読み上げが、この日も行われました。傍聴する中で一番印象的だったのは、娘さんの話でした。事故後、庭先に成るブルーベリーの実を食べることを禁じたお母さんに、ずっと、娘さんは「食べてない」と言っていたそうです。それが、最近、「実はちょっとだけ食べた」と言った後、「考えが甘かった、甲状腺の検査も本当はすごく怖い」と泣き出したそうです。娘さんはその怖さを誰にも言えずにずっと抱えてい

た。そして、「その不安はずっと付きまとう」という言葉に、もし自分だったら、と置き換えて考えるだけで、底知れぬ不安で胸がざわざわしました。この、ざわざわした不安を、裁判官や被告弁護団にも感じてほしい、と思いました。

■全国の訴訟のうごきについて

全国でも同じような損害賠償訴訟が行われています。弁護士さんは、道内にかぎらず、全国の弁護団とつながり、情報交換をおこなっています。今、一番早く結審※5するのが、群馬県で10月31日予定（判決は2月～3月）、その次が千葉県で1月31日予定（判決は5月～6月）だそうです。ある弁護士さんは、「10月31日（月）の群馬県の結審は、間違えなく注目が集まり報道もされるはずですが、そのプレッシャーを群馬県の原告や弁護団だけのものにしないで、全国から支え、来年いい判決が出るようにしたい」と言っていました。逆に、もし、この群馬県の結審が話題に上らなかったときは、逆に広めるくらいの連携を、全国の原告やサポーターひとりひとりがやればいいのだ、と私は思います。



そして、**次回の裁判は12月20日（火）です。**今回の裁判では久しぶりに80席ある傍聴席がほぼ埋まりました。その理由は、この日、意見陳述をされた方がご自身で声掛けをしたことで、傍聴席を埋めようと集まってくれた支援者がおられたからようです。原告の方々も前回より少し増えたように思いますが、裁判所にもっと足を運べる方がおられるのではないかと感じてしまいます。そうしないと、応援する気持ちで傍聴席を埋めるために来る方も「当事者の方々は自身の裁判なのにどうして来ないのかな」と思い、徐々に来なくなってしまいます。それぞれ事情があると思うので、ちょっと頑張って来られる方だけでいいと思います。この日の傍聴人の多くは、サポーター、裁判に関心を持つ道民、そして、福島県以外から避難された方々などでした。12月20日、今回の弁護団の主張に被告はどのような反論をするのでしょうか...気になります。

この訴訟は、原発事故により、各地から北海道に避難や移住を余儀なくされた、たくさんの方々を支えるということを、どうか、心に留め置いてください。

傍聴人 金榮知子

※2 JSCE 公益財団法人土木学会 原子力土木委員会→原子力利用についての土木技術に関する問題の調査研究を行い、学術、技術の進展に寄与することを目的として設立された。現在の委員は、電力会社、大学教授、研究者、原子力発電所に関わる企業、ゼネコン等で組織されていますが、平成12年の設立時はゼネコンは入っていません。

※3 「今回の津波は、それまでの知見では想定できない大規模なものでした」→東京電力HPに掲載。平成24年4月17日に更新されている。→→→

※4 文書送付嘱託→文書を提出するように依頼する、ということ。これは命令ではなく強制力がないので裁判所に言われたからと言ってしなければいけないものではありません。

※5 結審→裁判所が、裁判で対象となる事実関係や法律関係の取り調べをおこなうこと。結審してから数か月後に判決が言い渡されます。

